

## 芽室町空き物件等流通促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町の「まちなか」（別表1に定める区域をいう。以下同じ。）において、空き物件等の相続登記及び未登記物件の表題登記等（以下「相続登記等」という。）並びに既存住宅状況調査又は家財道具等の残置物の処分を支援することにより、空き物件等の発生抑制、流通の促進及び有効利用推進の取組を行い、「まちなか再生」を目的とする芽室町空き物件等流通促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き物件等 芽室町固定資産台帳に登録されている住居又は店舗等の建築物等及びその敷地又は空き地で、現に使用又は管理がされていない状態であるものをいう。
- (2) 既存住宅状況調査技術者 國土交通大臣が登録した講習実施機関が「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」に基づいて実施する既存住宅状況調査技術者講習を受講し、修了考査に合格した建築士をいう。
- (3) 既存住宅状況調査 國土交通省の告示に定められた「既存住宅状況調査方法基準」に従って行なう建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏りなどの劣化・不具合の状況を把握するための調査をいう。
- (4) 家財道具等 建物付随設備以外の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具等をいう。
- (5) 建物付随設備 給湯器、給水器、排水管などの給排水設備、冷暖房機、換気装置などの空調設備、照明器具や配電設備、火災警報器、消火器などの防火設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている設備をいう。
- (6) 所有者等 次に該当する者をいう。
  - ア 空き物件等の所有権を有する個人又は相続する個人で、売却又は賃貸の権限を有する個人
  - イ 空き物件等の所有者又は法定相続人が複数人の場合は、その共有資産代表者又は代表相続人

### (補助対象空き物件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる空き物件等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1に定める区域に所在する空き物件等
- (2) 申請時点から3年以上相続登記等の処理がされていない又は活用されていない空き物件等

- (3) 申請時に空き物件等の固定資産税等の滞納がないこと。
- (4) 空き物件等の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を目的として、第14条に規定する補助金額の確定の日から起算して2年以上めむろ住宅情報協会に登録し、めむろ土地・住宅情報で公開できる空き物件等（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第2条第6号に該当する空き物件等の所有者等であること。
- (2) 芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者
- (3) 第2条第6号イに該当する者は、すべての所有者又は相続する者の補助金申請等の手続実施に係る同意を得ていること。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、第1条に合致する事業で、次の各号のいずれか又は両方に該当する事業とする。

- (1) 相続登記等・住宅調査等実施事業

「まちなか」の空き物件等で相続登記等が未了の空き物件等について、売買等による流通促進を図るため、空き物件等の相続登記等、測量等及び既存住宅状況調査に係る費用について補助する事業

- (2) 家財道具等撤去事業

「まちなか」の空き物件等及びその敷地内に放置された建物附属設備以外の家財道具等の残置物の撤去、収集、運搬、処理等を補助する事業。ただし、申請する空き物件等の相続登記等の処理がされていない場合は、事業完了までに相続登記等を完了すること。

2 前項の規定に関わらず、同一の空き物件等の補助回数の限度は、前項各号に規定する事業ごとに1回までとする。

（補助金の額の対象とする経費）

第6条 前条第1項に規定する事業の補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において、次の各号の基準により支給する。

- (1) 相続登記等・住宅調査等実施事業  
1物件当たり10万円を上限とする。
- (2) 家財道具等撤去事業  
1物件当たり5万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受ける所有者等（以下「申請者」という。）は、芽室町空き物件等流通促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き物件等の固定資産課税台帳の写し若しくは固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し等の所有者がわかる書類
- (2) 補助対象経費が確認できる見積書の写しとその内訳がわかる書類
- (3) 空き物件等の外観の写真及び位置図
- (4) 第5条第1項第2号の事業は、残置された家財道具等の写真
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、速やかに提出書類を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した申請者に対しては芽室町空き物件等流通促進補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないと決定した申請者に対しては芽室町空き物件等流通促進補助金不交付通知書（第4号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 申請者が申請書の内容を変更する場合は、芽室町空き物件等流通促進補助金交付決定変更申請書（第5号様式）に変更内容がわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定変更)

第11条 町長は、前条に規定する変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定したときは、芽室町空き物件等流通促進補助金交付決定変更承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第14条の規定による補助金額の確定後に交付するものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業が完了したときは、その日から1か月以内又は補助金の交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、芽室町空き物件等流通促進補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る領収書の写しとその内訳がわかる書類
- (2) 第5条第1項第1号の事業は、相続登記等完了後の登記事項証明書若しくは登記完了証の写し又は既存住宅調査等の調査結果の写し又はその両方
- (3) 第5条第1項第2号の事業は、家財道具等の残置物処分中後の写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第 14 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査して速やかに補助金額を確定し、芽室町空き物件等流通促進補助金確定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 15 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 実績報告書を審査した結果、交付要件が満たされなかった場合
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 売買等の成約を除き、補助金額の確定の日から起算して 2 年以内にめむろ土地・住宅情報での公開を取りやめた場合
- (4) 次に掲げる事業を行う者への売買等を行った場合
  - ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
  - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、魅力創造課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。（令和 6 年 6 月 25 日決定）